

本件事故当時、川内村（旧緊急時避難準備区域）に居住していた申立人が、財物損害（ササキツツジ、ペットその他一切の動産を含む家財）の損害賠償を求めた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年（東）第 号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 家財（ささきつつじを含む屋内外の生活用品や趣味・娯楽品などの家財に加え、ペットやその他一切の動産を含む）

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目についての損害賠償金として、金245万円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 手続費用

本件に関する手続き費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年10月12日

（仲介委員 犀川 治）